

- ・交通機関の運休、台風等の場合における授業、学期末試験の取扱いについて
(平成7年12月8日教授会決定)

阪急電鉄、阪神電鉄(2社とも)又はJR西日本の交通機関がスト等のため運休した場合、若しくは、兵庫県阪神地方に「暴風警報」が発令された場合は、当日のその後に開始する授業(学期末試験を含む。)を休講とする。

ただし、次の場合は授業を実施する。

1. 午前6時までに交通機関が運行し、又は警報が解除された場合
1時限目の授業から実施する
2. 午前10時までに交通機関が運行し、又は警報が解除された場合
3時限目(午後)の授業から実施する。

(注)

1. 警報は、「神戸海洋気象台が発表する警報」によるものとする。
2. 演習等少人数の授業については、担当教員と受講者が相談して授業を行うことがある。

※ 2009年度版「工学部学生便覧」p.123 に記載。